

金融庁と国立大学法人東京大学との間における連携協力に関する基本協定書

金融庁（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）は、社会システムとしての金融を、データドリブン手法により研究し、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見を蓄積することを目的として、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積のために、円滑に連携協力することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携協力して実施するものとする。

- (1) データドリブン手法による金融市場及び金融行政に関する研究
- (2) 甲の職員に対するデータ分析手法の教育及び乙の学部学生・大学院学生等に対する金融リテラシー教育
- (3) 産官学連携による研究・教育・広報のための新たな資金調達手法の開発
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、前条に規定する本協定の目的を達成するために必要な事項

（附属合意書）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の推進に必要な具体的な事項については、本協定に附属する合意書を必要に応じて個別に締結するものとする。

（法令遵守）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施に際し、関係法令及び各々が定める諸規定を遵守するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から5年間とし、甲乙の合意により、必要に応じて延長することができる。但し、甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定の有効期間内において、相手方に対する6ヶ月前までの書面による通知により、本協定を中途解約することができる。

（その他）

第6条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各々1通を保管する。

令和5年5月31日

甲 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎7号館
金融庁
長官 中島 淳一

乙 東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人 東京大学
総長 藤井 輝夫